

仕様書

1 業務名 認知症カフェ運営・人材育成事業業務

2 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

3 委託の目的

広く市民が認知症を身近に感じ、理解を深め、認知症に対する偏見や誤解等をなくすことができるよう、認知症の人とその家族、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である「認知症カフェ」の普及を促進する。

その一環として、北九州市総合保健福祉センター内に非常設型の認知症カフェを開催し、市内の認知症カフェの拠点として、広く市民への認知症カフェの周知を図るもの。また、実践のための情報収集活動を行い、必要時、他認知症カフェからの依頼に基づき支援等を行うもの。

4 業務内容

(1) 非常設型認知症カフェ運営業務

認知症の人とその家族、地域住民等が安心して過ごし、認知症を学び、情報交換や交流のできる場として、本市における認知症カフェの活動支援の拠点となる非常設型認知症カフェを運営する。

ア 運営場所 市の指定する場所

イ 運営日時 契約締結日から毎月2回13:30~15:30を原則とし、市と協議の上決定する（契約期間内に23回を上限とする）。

ウ 対象者 認知症が心配な方、認知症の人（若年性認知症含む）や認知症の人を介護している家族、支援者 等
ただし、対象者以外の第三者の参加については、事前に市と協議すること。

エ 参加料 無料とする。

オ 運営内容 非常設型認知症カフェの企画・運営を行う。（事前打合せ、当日の会場設営、受付、司会進行、参加者への対応、後片付け、振り返り等）

(ア) ミニ講座等の開催（概ね30分程度）

認知症の人やその家族、地域住民等に認知症についての学びや情報を提供するミニ講座等を開催する。

(イ) 参加者同士の交流等（概ね90分程度）

参加者同士の情報交換や交流を行う。

※個別相談等については、カフェマスターによる対応のほか、必

要に応じ認知症地域支援推進員と連携して対応する。

※当日の参加者の属性や流れに合わせて、柔軟な進行を行う。

- カ 人員配置 認知症カフェ運営のスタッフとして、認知症カフェの趣旨を理解し認知症の方への対応を学んでいる者2名を配置すること。また、別途企画運営管理担当者として3名を配置すること。
- キ その他
- ・講師謝礼の支払い事務は受託者が行う。その費用は委託料に含まれるものとする。
 - ・交流会で開催するミニ講座のテーマに関する情報収集、講師との連絡調整等を行い、初回参加者に対しては、交流にスムーズに溶け込めるよう、配慮を行うこと。
 - ・カフェ参加者の個人情報の保護に留意する。併せて、参加者に対してもカフェで得た内容を他言しないよう、周知徹底すること。
 - ・本事業について、広報活動を行う。

(2) 人材（認知症カフェの担い手）育成業務

- ア 名簿の作成 認知症カフェのスタッフとしての配置や人材育成のための研修等の対象者として把握するため、(1)の非常設型認知症カフェで活動するボランティアの名簿を別紙様式により作成する。
- イ 名簿の管理 アの名簿の年度途中の変更については、年度末までに必要な加除修正を完了すること。
- ウ 研修の実施 認知症カフェの担い手の養成やスキルアップのため、研修を実施する。日時、会場、内容、対象者等については市と協議して決定することとし、年度初めに研修計画の提出を行うこと。また、契約期間内に6回を上限とする。
- エ その他
- ・研修における講師謝礼の支払い事務は受託者が行う。その費用は委託料に含まれるものとする。
 - ・ボランティア名簿の取り扱いに留意する。名簿の提出を求められた際は、速やかに提出をすること。

5 事業計画

委託契約締結後速やかに、事業計画書を北九州市へ提出すること。

また、上記4の(1)から(2)に定める業務以外に、本契約に基づく認知症カフェの普及促進に資する業務を実施する場合は、あらかじめ北九州市と協議すること。

6 実施報告

受託者は、毎月1日から月末までの事業実施報告書を翌月10日までに北九州市に提出すること。

7 安全管理体制

受託者は、利用者の安全を十分に配慮するとともに、事故等が発生した際の体制を整備し、速やかに対応すること、また、事故発生時には、北九州市に速やかに報告すること。また、イベント保険への加入手続きを行い、保険料の支払いを行うこと。なお、イベント保険には、講座参加者（人数未定）と講師、ボランティアも含むこと。

8 苦情対応

受託者は、利用者の苦情に対し、迅速かつ丁寧な対応により円満な解決を図るように努め、速やかに北九州市に報告すること。

9 個人情報の保護

受託事業者及び事業に従事する者は、事業の実施に当たり個人情報保護法の規定を踏まえ、参加者の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期するものとし、正当な理由無く、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。

10 その他

- (1) 受託者は、認知症についての理解のみならず、認知症支援に対する理解を深め、また、心理的・社会的にも高齢者を理解した上で、安全に事業を実施するものとする。
- (2) 受託者は、公正で中立性の高い事業運営に努めるものとし、利用者に対して特定の施設の宣伝、紹介等の営業活動または営業活動に準ずることを行わないものとする。また、宗教への勧誘等、認知症カフェの活動にそぐわない行為は禁止する。
- (3) 天災事変その他の不測の事件により、事業の実施が適当でない状況となった場合においては、市と協議して延期または中止とする。
- (4) その他、業務仕様書に定めのない事項については、その都度、北九州市と受託者が協議して決定する。